

No.	定期報告基本台帳連絡票										東京都 多摩建築指導事務所										区・市									
建物名称											所有者 住所名	〒 区 市 郡 町 丁目 番 号																		
建物所在地 (地名地番)	〒 区 市 郡 町 丁目 番 号											〒 区 市 郡 町 丁目 番地																		
建物所在地 (住居表示) (分かる範囲で記入)	〒 区 市 郡 町 丁目 番 号											Tel																		
建物規模	地下	階	建築面積	m ²							建築設備 (該当設備に○を付ける。)																			
	地上	階	延べ面積	m ²							換気・空調設備		排煙設備		非常用の照明装置		給排水設備													
用途	*階別用途の記載欄あり			構造	RC造・SRC造・S造 その他()							随時閉鎖又は作動する防火設備 (該当設備に○を付ける。)																		
												防火扉		防火シャッター		耐火クロススクリーン		ドレンチャー等												
確認年月日 及び番号	建築	年 月 日 第TBTC 号										建築物の階別概要 *記載欄が足りない場合は別紙に記載する。																		
	昇降機	年 月 日 第 号										階	面 積					用 途												
最終変更 確認年月日 及び番号	建築	年 月 日 第 号																												
	昇降機	年 月 日 第 号																												
※完了検査 年月日	建築	年 月 日 第 号																												
	昇降機	年 月 日 第 号																												
※検査済証交付年月日及び番号		年 月 日 第 号																												
備考																														
株式会社東京建築検査機構																														
										※特定建築物(該当用途コード番号に○を付ける。)																				
										11	12	13	14	15	21*1	22	23	24	28	31	32	33	34	40	41	29				
										21*2 21*3 49																				

※欄は、行政庁で記入する。

21*1…病院、診療所 21*2…政令指定の児童福祉施設等(就寝) 21*3…特行指定の児童福祉施設等
29…防火設備のみの病院、診療所 49…防火設備のみの児童福祉施設等(就寝)

建築物の階別概要

階	面積	用途	階	面積	用途

備考

この建築物は、建築基準法により定期調査（検査）報告が必要です。

（建築基準法第12条第1項、第3項）

1 定期調査（検査）報告の目的と内容

完了検査を受けた建築物はある程度の災害があっても、その拡大を防ぎ、避難できる設計になっています。しかし、適切な維持管理を怠ると、災害を防止し、安全に避難する機能等が損なわれてしまいます。

特に、劇場、公会堂、ホテル、病院など不特定多数の人が利用する建築物（特殊建築物）については、小さな災害が人命に関わる惨事になる可能性が高くなります。そのため、建築基準法では、特定建築物に対し定期的に調査（検査）し、報告することを義務付けています。

具体的には、建築物の所有者・管理者の方が、定期的に建築物、防火設備、建築設備、昇降機等について、調査者（検査者）による調査（検査）を行い、その結果を東京都に報告していただくものです。

建物の老朽化は耐久性、居住性の低下だけでなく資産価値の低下にもつながります。

定期報告制度を利用すれば、老朽化の進行を把握しその結果を長期修繕計画に反映させることもできます。建物の維持管理コストの面でも長期的に見ると節約効果が期待できますので、必ず調査（検査）し、報告をお願いします。

2 報告の始期及び周期

報告の始期及び周期は、建築物の用途・規模により異なります。裏面の一覧を参照してください。

（新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後の時期については報告する必要はありません。）

3 報告種別と受付窓口

定期調査・検査報告書は、それぞれ下記の受付窓口に提出してください。

（報告書様式等、それぞれの受付窓口ホームページよりダウンロード可能です。）

	報告種別	定期調査（検査）の内容	報告書受付窓口
1	特定建築物 （調査）	① 敷地及び地盤 ② 建築物の外部 ③ 屋上及び屋根 ④ 建築物の内部 ⑤ 避難施設等	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 〒150-8503 渋谷区渋谷2-17-5 シオノギ渋谷ビル8階 電話（特定建築物） 03-5466-2001 電話（防火設備） 03-5466-4031 http://www.tokyo-machidukuri.or.jp
2	防火設備 （検査）	随時閉鎖 又は作動をできるもの （防火ダンパーを除く。）	
3	建築設備 （検査）	① 換気設備 ② 排煙設備 ③ 非常用の照明装置 ④ 給水設備及び排水設備	一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 〒105-0003 港区西新橋1-15-5内幸町ケイズビル2階 電話 03-3591-2421 http://www.beec.or.jp
4	昇降機等 （検査）	① エレベーター ② エスカレーター ③ 小荷物専用昇降機 ④ 遊戯施設等	一般社団法人 東京都昇降機安全協議会 〒151-0053 渋谷区代々木1-35-4代々木クリスタルビル2階 電話 03-6304-2225 http://www.tsak.jp

4 問合せ先

【23区・島しょの区域】 東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 電話 03-5388-3344


【多摩の区域】 東京都 多摩建築指導事務所 管理課 調査担当 電話 042-548-2029

（注意）23区内で、かつ、敷地内に延べ面積が1万㎡を超える建築物が無い場合は各区役所へ、八王子市・町田市・日野市・立川市・府中市・調布市・三鷹市・武蔵野市・国分寺市・西東京市は各市役所へお問合せください。

5 制度詳細

東京都都市整備局ホームページに詳しく説明していますので、併せて御覧ください。

(<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/chousa-houkoku/index.html>)

検索 東京都都市整備局 定期報告 

定期報告対象建築物・建築設備等及び報告時期一覧

	用途	規模 又は 階 ※いずれかに該当するもの	用途コード	報告時期
特 定 建 築 物	劇場、映画館又は演芸場	・地階 若しくは F ≥ 3階 ・A ≥ 200㎡ ・主階が1階にないもので A > 100㎡	11	毎年の11月1日から翌年の1月31日まで (毎年報告)
	観覧場(屋外観覧席のものを除く。)、公会堂又は集会場	・地階 若しくは F ≥ 3階 ・A ≥ 200㎡	12	
	旅館又はホテル	F ≥ 3階 かつ A > 2000㎡	13	
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	F ≥ 3階 かつ A > 3000㎡	14	
	地下街	A > 1500㎡	15	
	児童福祉施設等(注意4に掲げるものを除く。)	・F ≥ 3階 ・A > 300㎡	21	平成31年の5月1日から10月31日まで (3年ごとの報告)
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等(注意4に掲げるものに限る。)	・地階 若しくは F ≥ 3階 ・A ≥ 300㎡		
	旅館又はホテル(用途コード13のものを除く。)	〔平家建て、かつ、床面積の合計が500㎡未満のものを除く。〕	22	
	学校、学校に附属する体育館	・F ≥ 3階 ・A > 2000㎡	23	
	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館(いずれも学校に附属するものを除く。)	・F ≥ 3階 ・A ≥ 2000㎡	24	
	下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表(用途コード 34を除く。)に掲げられている用途の複合建築物	F ≥ 5階 かつ A > 1000㎡	28	平成29年の5月1日から10月31日まで (3年ごとの報告)
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗(用途コード14のものを除く。)	・地階 若しくは F ≥ 3階 ・A ≥ 500㎡	31	
	展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	・F ≥ 3階 ・A > 500㎡	32	
	複合用途建築物(用途コード28及び34のものを除く。)	・F ≥ 3階 ・A > 500㎡	33	
	事務所その他これに類するもの	A > 1000㎡	〔5階建て以上、かつ、延べ面積が2000㎡を超える建築物のうち、F ≥ 3階のものに限る。〕 34	
下宿、共同住宅、寄宿舎(注意4に掲げるものを除く。)	F ≥ 5階 かつ A > 1000㎡	40	平成30年の5月1日から10月31日まで (3年ごとの報告)	
高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又は寄宿舎(注意4に掲げるものに限る。)	・地階 若しくは F ≥ 3階 ・A ≥ 300㎡(2階部分)	41		
防火設備	随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。)	・上記の特定建築物に該当する建築物に設けられるもの ・以下に掲げる用途A ≥ 200㎡の建築物に設けられるもの ・病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。) ・高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(注意4)		毎年報告* (前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで) (遊戯施設等は6か月ごとに報告)
建築設備	換気設備(自然換気設備を除く。) 排煙設備(排煙機又は送風機を有するもの) 非常用の照明装置 給水設備及び排水設備(給水タンク等を設けるもの)	上記の特定建築物に該当する建築物に設けられるもの		
昇降機等	エレベーター(労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く。) エスカレーター 小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く。) 遊戯施設等(乗用エレベーター、エスカレーターで観光用のものを含む。)			

(注意)

- F ≥ 3階、F ≥ 5階、地階若しくは F ≥ 3階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階若しくは3階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものをいいます。
- Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、定期調査・検査の報告対象から除かれます。
- 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途とは、共同住宅及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)並びに児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う事業所に限る。)をいいます。
- 報告対象の換気設備は、火気使用室、無窓居室又は集会場等の居室に設けられた機械換気設備に限ります。
- 昇降機のうち、一戸建て、長屋又は共同住宅の住戸内に設けられたホームエレベーター等は報告対象から除かれます。
- 新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後の時期については報告する必要はありません。
- 用途・規模等、初回免除の考え方等については、東京都都市整備局ホームページを併せて御覧ください。
(<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/chousa-houkoku/index.html>)

* 防火設備については、施行から3年間は経過措置が設けられています。詳しい内容は、東京都都市整備局HPを御覧いただくか、特定行政庁へお問合せください。